**輸出管理事前確認シート〔外国人受入用〕**

本シートは，外国人の本学受入について確認するための事前確認シートです。

以下の１．受入人物，２．出身国，出身組織を確認してください。

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記入日　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属 | 学部・学科 | 　　　学部　　　　　　　　　　　　学科 |
| 専攻・研究室等 |  |
| 研究分野 |  |
| 申請者資格・氏名 |  |
| □　日本大学安全保障輸出管理ハンドブック及び安全保障輸出管理手続きマニュアルを熟読の上，理解しましたので申請します。 |
| 連絡担当者（※） |  |
| 連絡先 | 電話Email |

（※）申請者と連絡担当者が異なる場合は，連絡担当者欄に氏名を御記入の上，連絡先欄には連絡担当者の連絡先を御記入ください。

１　受入人物

|  |  |
| --- | --- |
| * 学　　生
 | □　文系大学院生　　□　理工系大学院生　　□　医歯薬系大学院生□　学部学生　□その他（受入れ条件，身分等　　　　　　　　　　　） |
| * 教育・研究者
 | * 本学で雇用（予定）
* 招聘研究者
* その他の研究者（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| * その他
 | （所属組織，職位等） |

２　出身国，出身組織

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設問１ | 受入人物は，懸念国（イラン，イラク，北朝鮮）出身者である。 | □はい | □いいえ |
| 設問２ | 受入人物は，外国ユーザ－リストに掲載されている企業・機関に所属する者（過去に所属していた者も含む）である。※外国ユーザーリストに掲載されている組織等が属している国・地域は，アフガニスタン，アラブ首長国連邦，イエメン，イスラエル，イラン，インド，エジプト，シリア，パキスタン，レバノン，ロシア，台湾，中国(香港含む)，北朝鮮の14か国のみです。したがって，受入人物がこれらの国の出身でない場合は， 外国ユーザーリストには該当しません。※外国ユーザーリストは経済産業省安全保障貿易管理のホームページでご確認ください。http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list | □はい | □いいえ |
| 設問３ | 受入人物は，軍隊，警察（国境警備隊，海上保安等を含む)，　　軍事関連企業等に所属しているか。 | □はい | □いいえ |

　設問１～３の回答がいずれも「いいえ」で，受入人物へ技術を提供しないか，又は「公知の技術（※）」の提供に限られる場合は，この段階で本シートを部科校輸出管理窓口（研究事務課　等）に提出して下さい。

（※）公知の技術とは，明らかに市販されている書籍や，不特定多数の者に公開された予稿集やＷＥＢ上に掲載された論文，資料等で，公開されていることを示し得るものです。提供する技術が公知である場合には，これらの一覧やコピーを保存しておいてください。

それ以外の場合は，３～４を記入の上，部科校輸出管理窓口に提出してください。

３　出身国名，所属，予定等

|  |  |
| --- | --- |
| 出身国 |  |
| 所属組織部署等 | （※受入人物の本学への受入前の所属組織，部署等を御記入ください。） |
| ※受入人物が，過去に外国ユーザーリスト掲載機関に所属していた場合には，以下に当該機関名及び所属期間をご記入ください。 |
| 外国ユーザーリストに掲載された機関名 |
| 所属期間　　　　　　年　　　　日　　　～　　　　年　　　　　日 |
| 特定類型該当性※ | □類型①　　　　　□類型②　　　　　□類型③　　　　□該当なし類型該当性の根拠を記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 受入予定期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　（　　　年　　月　　日　） |
| 提供予定の技術の名称・概要 |  |

* 特性類型①，②，③については40ページ 図7を確認してください。特定類型該当者該当性の根拠には，関係する外国政府等又は外国法人等(その属する国・地域名を含む)も記入してください。

４　事前確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設問４ | 受入人物及び出身組織の状況について回答してください。①　受入打診前に研究分野や内容を変更する，頻繁に所属を変更（転職を繰り返す等）する等，受入人物に不審な点がある。②　受入人物が，将来本国に帰国し，軍事関連部門や軍需企業に就職することを今までの連絡から知っている。③　提供技術が，兵器等の開発に用いられる，又は用いられる疑いがある。若しくは，受入人物が所属する（していた）機関が，兵器等の開発，製造，貯蔵を行っていることが，入手した文書等に記載されている。④　入手した文書等によって，提供技術が，核融合に関する研究，核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる，又は用いられる疑いがあることを知っている。⑤　入手した文書等によって，受入人物が所属する（していた）機関が，外国の軍，若しくは警察等であるか，又はこれらの者から委託を受けた組織であり，化学物質・微生物・毒素の開発等，ロケット若しくは無人航空機の開発等，あるいは宇宙に関する研究を行う，又は行う疑いのあることを知っている。 | □はい□はい□はい□はい□はい | □いいえ□いいえ□いいえ□いいえ□いいえ |
| 設問５ | 受入人物の出身組織と本学との間の契約の有無，雇用関係等について回答してください。①　受入人物の出身組織と本学との間に，共同研究，受託研究等の契約が締結されている。②　受入人物は，日本に入国後６か月以上経過している。③　受入人物は本学で雇用する（予定である）。④　本学以外の国内の事業主と受入人物との間で雇用関係（予定も含む）がある。 | □はい□はい□はい□はい | □いいえ□いいえ□いいえ□いいえ |
| 設問６ | 受入人物に提供する技術が下記のいずれかに限定される。又は，少なくとも雇用関係を締結若しくは日本に入国後６か月を経過するまでの間に提供する技術が，下記のいずれかに限定される。①　基礎科学分野の研究活動において提供する技術※　基礎科学分野の研究活動とは，自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって，理論的又は実験的方法により行うものであり，特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。「大学での基礎研究」が無条件で「基礎科学分野の研究」ではないので御留意ください。②　公知の技術* 公知の技術とは，明らかに市販されている書籍や，不特定多数の者に公開された予稿集やＷＥＢ上に掲載された論文，資料等で，公開されていることを示し得るものです。提供する技術が公知である場合には，これらの一覧やコピーを保存しておいてください。
 | □はい□はい | □いいえ□いいえ |
| 設問７ | 設問６のいずれかに「はい」と回答した場合のみ，以下に「はい」とチェックした項目の番号とその理由を御記入ください。（記入欄が足らない場合は余白を御利用いただくか，別紙を添付してください）。 |
| 番号 | 理由 |
|  |  |
|  |  |

上記の事前確認内容を確認し，以下のとおり判定します。

* 取引可　　　　　　□「審査票」の起票を要する

（

|  |
| --- |
| 部科校責任者 |
| 年　　月　　日 |